

確定拠出年金

事務クイックマニュアル

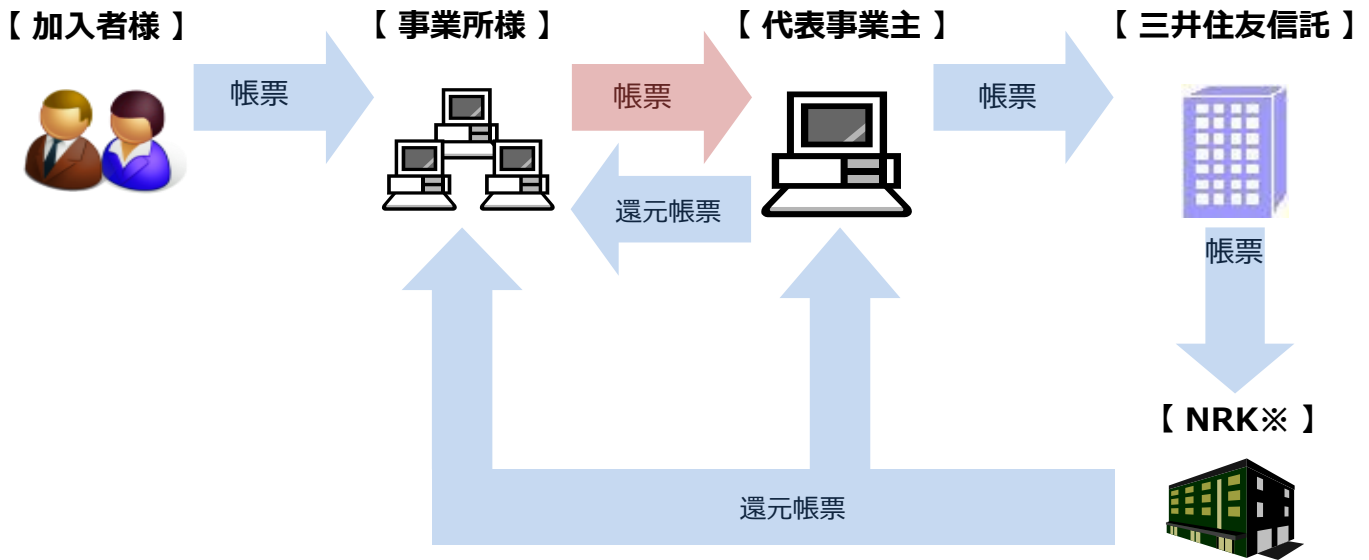
Index

Chapter	1	事務の流れ	P1
Chapter	2	事務の概要	P2
Chapter	3	スケジュール（ <u>月間</u> ）	P3
Chapter	4	スケジュール（ <u>年間</u> ）	P4
Chapter	5	事務の詳細	P5 ~ 6
Chapter	6	お問合せ窓口 他	P7
Chapter	7	（ご参考）手数料体系	P8

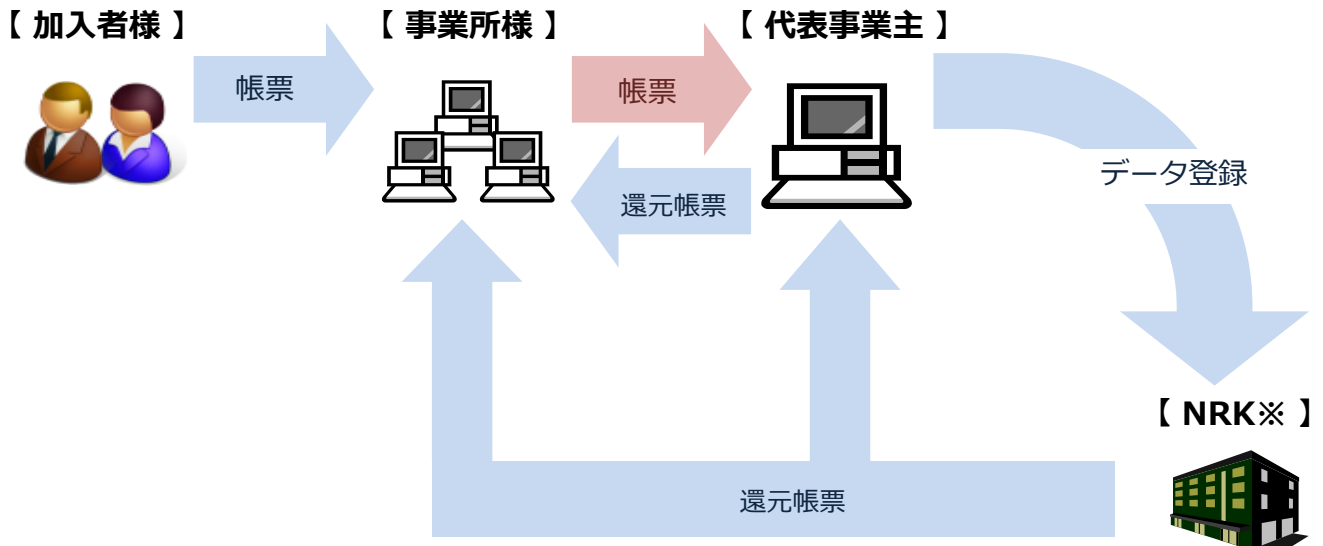
（資料作成日 2023年7月3日）

事業所様のお手続きは、手続き内容によらず、
全て「帳票を送付いただく手続き」になります。

「加入・移換・給付（障害給付金、死亡一時金、脱退一時金）」の手続き等



「加入取消・属性変更・所属企業変更・資格喪失・ID再発行」の手続き等



※ 日本レコード・キーピング・ネットワーク（株）の略称です

確定拠出年金の資格取得から資格喪失後までの一連の事務の流れ、事務の概要は以下のとおりです。



	手続項目	概要（詳細は本資料のP5～6をご参照）
1	資格取得 (入社時の手続き)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 加入対象・・・厚生年金保険被保険者全員 ■ 資格取得日・・・入社月の翌月1日（遅れて加入する場合は申出月の翌月1日） ※ 入社月～加入前月の事業主掛金の給与上乗せ等が必要 ※ 他のDCに資産を持っている方は、別途、移換手続きが必要
2	各種異動	<ul style="list-style-type: none"> ■ 加入取消・・・資格取得と同月に資格喪失した場合（同月得喪） ■ 属性変更・・・属性変更が発生した場合 ■ 所属企業変更・・・DCプランに所属する事業所間で転籍が発生した場合
3	掛金拠出	<ul style="list-style-type: none"> ■ DC加入者期間に対して月単位で拠出 ■ 翌月16日（休日の場合は翌営業日）の前営業日期限内で登録金融機関口座に掛金を入金 ■ 当月末の加入者に対して翌月28日（休日の場合は前営業日）に拠出 ※ 拠出漏れがあった場合、事業主掛金+DC運営手数料の給与上乗せ等が必要
4	資格喪失 (退職時の手続き)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 資格喪失日・・・65歳未満の場合、資格喪失事由に至った日の翌日 65歳到達の場合、65歳の誕生日の前日 ※ 住所変更の手続きは資格喪失時に実施
5	移換手続	<ul style="list-style-type: none"> ■ 60歳未満の退職により資格喪失した場合、他DC制度への移換が必要
6	給付手続	<ul style="list-style-type: none"> ■ 老齢給付金・・・60歳以上の資格喪失で受給権を取得した場合 ■ 障害給付金・・・高度障害になった場合 ■ 死亡一時金・・・死亡した場合 ■ 脱退一時金・・・60歳未満の資格喪失で資産残高が15,000円以下の場合等

【帳票提出】 帳票のご提出期限は当月5日、15日です。

【掛金拠出】 口座振替日（毎月16日）の前営業日期限で登録金融機関口座に入金します。

加入当月＝入社翌月として取扱。

日程 (休日の場合の期限)	事業所様	代表事業主
当月	5日 (前営業日)	帳票（加入・移換）の 代表事業主宛提出期限
	10日 (前営業日)	帳票（加入・移換）の 三井住友信託宛提出期限
	15日 (前営業日)	帳票（加入取消、所属企業変更、 資格喪失）の代表事業主宛提出期限
	20日 (前営業日)	帳票（加入取消、所属企業変更、 資格喪失）の登録期限
翌月	1日 (前営業日)	掛金計算日
	掛金計算日 の翌営業日	NRKから「掛金のお知らせ」発送 《注意点》 ・「掛金のお知らせ」の入金予定年月日は拠出日（28日）が記載されており、事業所様の入金期限（口座振替日の前営業日期限）とは異なりますのでご注意ください。 ・「掛金のお知らせ」の照会先は代表事業主（06-6943-6462）となります。
	口座振替日の 7営業日前期限	掛金振替データの送信
	口座振替日の 前営業日期限	掛金を登録金融機関口座へ入金
	16日 (翌営業日)	収納代行会社の 口座振替日
	口座振替日の 4営業日後期限	振替不能先の 三井住友信託宛連絡
	28日 (前営業日)	拠出日

【新入社員対応準備】1月頃に各種ツールの手配をお願いします。

【DC運営手数料】口座振替日（4月3日、10月3日）の前営業日期限で登録金融機関口座に入金します。

【残高のお知らせ】11月頃に社内配布をお願いします。

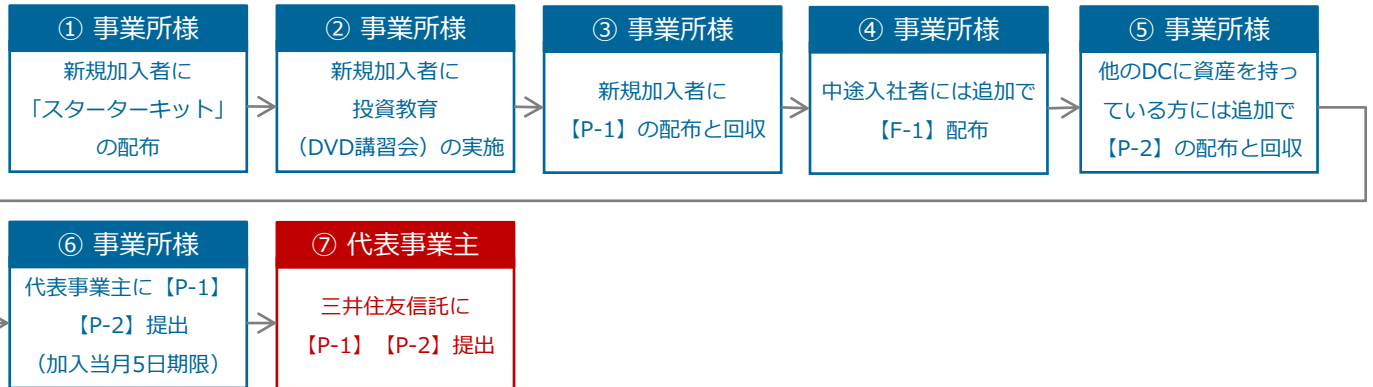
DC決算月が9月の前提。

DC運営手数料に関する収納代行会社の口座振替日は4月3日、10月3日（休日の場合は翌営業日）

日程	事業所様	代表事業主
1月	新入社員対応準備 (スターターキットの手配)	
2月		
3月		
4月	DC運営手数料《12月末基準》を登録金融機関口座へ入金（4月3日の前営業日期限）	
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月	DC運営手数料《6月末基準》を登録金融機関口座へ入金（10月3日の前営業日期限）	
11月	残高のお知らせの社内配付 モニタリングレポートの社内周知	
12月		

手続きごとの事務フロー（使用帳票、スケジュール等）を以下のとおりまとめていますので、ご確認下さい。使用帳票の番号は本資料のP6下段をご参照

1 資格取得 「加入・移換」の手続き

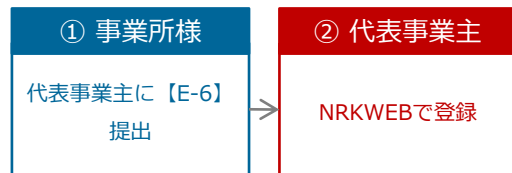


2 各種異動 「加入取消」「属性変更」「所属企業変更」の手続き

加入取消



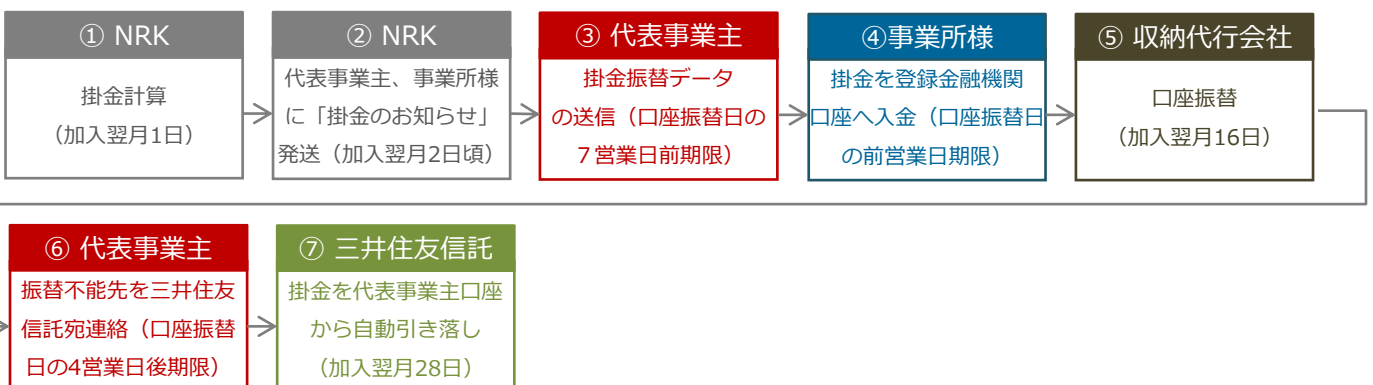
属性変更



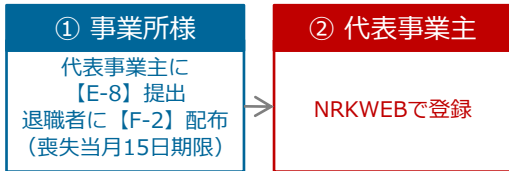
所属企業変更



3 掛金拠出 毎月の掛金を拠出する流れ

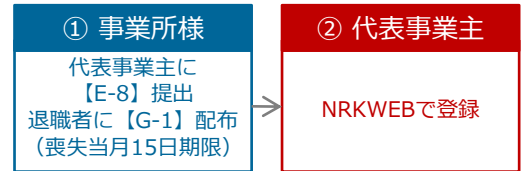


60歳未満



※勤続3年未満の自己都合退職・懲戒解雇・諭旨解雇の場合、事業主返還の対象。→【E-8】の事業主返還テーブルに「01ヘンカン」と記入し提出。事業主返還は移換・給付・自動移換で本人資産が売却されるタイミングで実施され、未移換者手数料控除後の資産が返還されます（移換手続きが完了するまでの間は「未移換者」となり、手数料（月額440円（税込））がかかります（移換された時点で引き取り）。）

60歳以上65歳未満



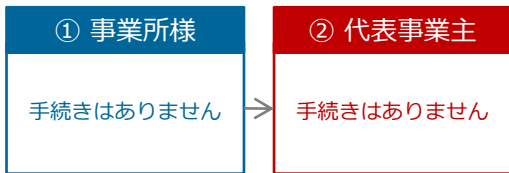
65歳到達



事業主返還の場合でも、ご本人様のお手続（移換手続きが必要になります。）

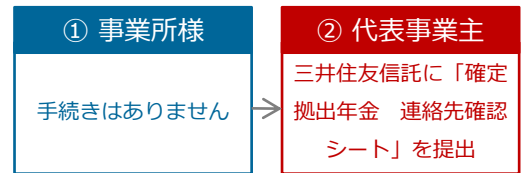
「退職後の手続きのご案内」（緑色パンフレット）をお渡しいただき、コールセンター（0120-996-401）にご連絡いただくようご案内下さい。

老齢給付金、脱退一時金

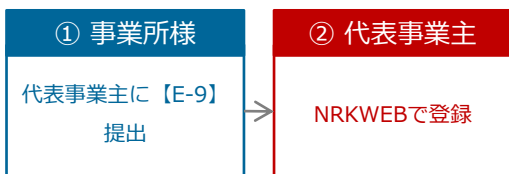


※ ご本人が三井住友信託に直接請求

障害給付金、死亡一時金



※ ご本人・ご遺族が三井住友信託に直接請求



※ ご本人がWEB・コールで手続きすることも可

※マッチング拠出実施事業所様

運営ルール

- ✓ マッチング（加入者掛金）の開始・再開を希望する加入者は、毎年4月1日から4月30日（休日の場合は、その前営業日）までに会社に申し出ることにより、5月分の掛金（6月給与と天引）から開始することができます。
- ✓ 尚、新たに確定拠出年金へ加入する方は、DC加入と同時に加入者掛金を申し込むことで、DC加入月と同じ月（翌月給与と天引）から加入者掛金を開始することができます。
- ✓ マッチングを停止する方は、毎月10日（休日の場合は、その前営業日）までに申し出ることにより、申出の翌月分（翌々月給与と天引）掛金から変更することができます。

⇒該当者の新掛金額を「加入者掛金データフォーマット」に入力の上、掛金該当月の15日まで
に代表事業主までファイルをお送りください。

< 使用帳票 >

[P-1]	加入通知書兼運用指図書（PDFフォーム）
[P-2]	移換届出書兼運用指図書（PDFフォーム）
[E-5]	加入者登録・変更 取消・取消再登録依頼書
[E-6]	個人記録汎用変更依頼書
[E-7]	加入者所属企業変更通知書
[E-8]	加入者資格喪失通知書
[E-9]	加入者等ユーザーID・暗証番号再発行依頼書
[F-1]	新たに企業型確定拠出年金に加入される際のお手続きのご案内
[F-2]	退職後の手続きのご案内
[G-1]	老齢給付金請求のお手続き冊子

お問合せ窓口、帳票の送付方法、用度品の入手方法は以下のとおりです。

お問合せ窓口

制度内容について	大阪府建築企業年金基金 TEL : 06-6943-6462
投資教育について	
事務内容について	

帳票の送付方法

送付方法	<ul style="list-style-type: none"> ・【E-1】を添付 ・【E-1】に事業所印の押印は不要
送付先	〒540-0019 大阪府大阪市中央区和泉町2-1-11 大阪府建築企業年金基金

<使用帳票>

【E-1】	企業型送付状
-------	--------

用度品の入手方法

PDFフォーム・EXCEL帳票の印刷	提供されたPDF・EXCELファイルを使用
リーフレットの請求	代表事業主へ請求
手続き冊子の請求	代表事業主へ請求

「DCプラン運営にかかる手数料、自動移換にかかる手数料は以下のとおりです。」

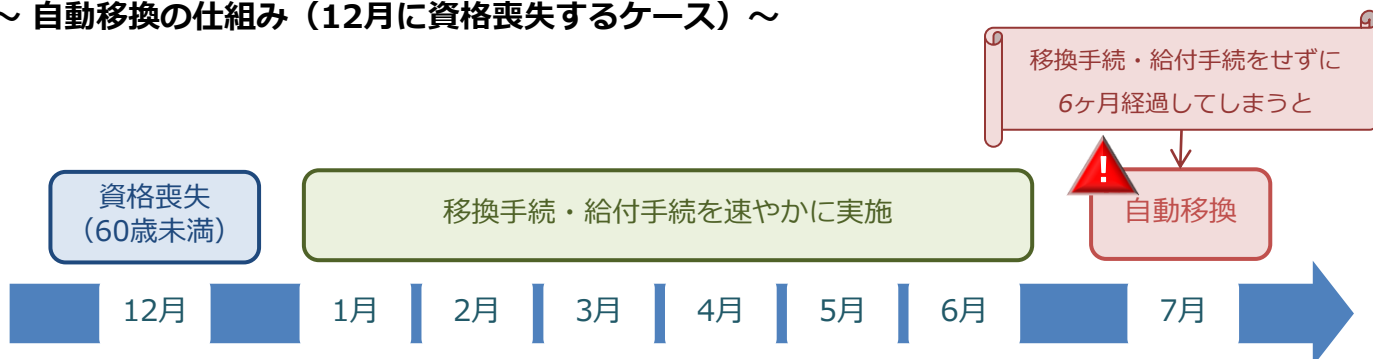
DCプラン運営にかかる手数料（事業所様・ご本人が三井住友信託に支払う手数料）：1人あたり

状況	運営管理 手数料 (税込)	資産管理 手数料 (税込)	手数料合計 (税込)	負担者	負担時期
加入者	月額 330円	月額 110円	月額 440円	事業所様	6月末基準は9月上旬、12月末基準は翌年3月上旬に請求書発送
未移換者	月額 330円	月額 110円	月額 440円	ご本人	2月～翌1月基準は3月末日途中で資産から引き去り（移換・給付・自動移換があった場合は、その時点で引き去り）
運用指図者	月額 330円	月額 110円	月額 440円	ご本人	2月～翌1月基準は3月末日途中で資産から引き去り（給付があった場合は、その時点で引き去り）
年金受給者	月額 385円	月額 110円	月額 495円	ご本人	都度、給付より引き去り
給付にかかる費用	-	-	1給付あたり 440円	ご本人	都度、給付より引き去り

自動移換にかかる手数料（ご本人が国民年金基金連合会に支払う手数料）

状況	手数料（税込）
自動移換される時	4,348円
自動移換完了の4ヶ月後から再移換されるまで	毎月52円
企業型DCや個人型DCへ再移換する時	1,100円

～ 自動移換の仕組み（12月に資格喪失するケース）～



End of Presentation

- 本資料は、情報の提供を目的として作成しており、具体的な対応についてはお客様のご判断により行っていただくこととなります。お客様のご判断によって行ったご対応の結果生じた損害につきましては、弊社は一切責任を負いません。
- 本資料における弊社からの提案をお客様が採用されない場合であっても、弊社とのお取引についてお客様が不利益な取扱いを受けることはありません。また、弊社は本資料における提案をお客様が採用されることをお客様とのお取引の条件とすることはありません。
- 本資料は、作成日において弊社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成したものであり、その情報の正確性・確実性について保証するものではありません。また、今後の金融情勢・社会情勢等の変化により、内容が変更となる場合がございます。
- 本資料は、法律・会計・税制上の助言をなすものではないため、法律・会計・税制上の取扱いについては各専門家にご確認くださいようお願い申し上げます。
- 本資料の数値は、一定の前提に基づく概算数値が含まれる場合があります。実際の適用に際しては正式な計算を行う必要があり、その場合の結果は差異が生じますのでご注意ください。また、シミュレーションやバックテスト等のデータ、運用実績やリスク・リターン等による商品分類図を含めた本資料の内容は、将来の運用成果等を保証するものではありません。
- 本資料に係る一切の権利は、他社資料の引用部分を除いて三井住友信託銀行に属し、いかなる目的であれ本資料の一部または全部の無断での使用・複製は固くお断り致します。
- 本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店部等にご照会くださいますようお願い申し上げます。

(以下の表示は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条の2で準用する金融商品取引法第37条の規定に基づく表示です。)

・信託契約に係るリスクについて

信託契約においては、金利・為替・株式等の価格変動により、また、投資先の信用状況の変化(発行者の事業内容、財務等の経営状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等)により、損失が生ずることとなるおそれがあります。

・契約の際、お支払い頂く報酬・手数料等について

本資料の記載内容に基づきお客様が弊社と新たに各種契約を締結する場合は、所定の報酬・手数料等が発生いたします。個別の計算方法はお客様と弊社が協議のうえ決定します。契約締結にあたっては、必ず弊社営業担当者宛に計算方法をご確認くださいようお願い申し上げます。

・商号等

弊社の商号等:三井住友信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長(登金)第649号

加入協会:日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会